

しょせん無理な換地設計2次案作り

市は立て続けに区画整理審議会を開いているが、既成市街地のため照応の原則が保たれるはずがない。

「まちなみ」32号(H22年5月15日号)に、現在、審議会で角地を角地にするとか、墓地跡地を避ける、鰻の寝床にしない等の見直しを行っているがあるが、何故この当然な事が1次案で出来ていなかったのか・・・???

確かに、1次案を見ると大きく飛んでいる人、角地だったのに角地でない所に換地された人、土地を分割されたり合併等が多数見られます。その基準やルールは一体何なのか、理由を説明し公開すべきです。

また、意見要望書が出てから、高低差の調査をするなど、このいい加減な1次案に市は、一体いくら新都市建設公社に払ったのでしょうか？

(換地設計1次案の地域全体の従前・従後の重ね図は、区画整理事務所で100円で入手できます)

我が家はパズルの駒ではありません！

川崎地区Kさんの陳情 昨年(H21年)12月市議会

換地設計基準には、「換地は現位置の近傍に定める。但し特に必要と認められる場合はこの限りでない」とある。

1次案を見ると、現在地より500mを超えて移動される換地がある。その理由を市職員に聞いたところ、「近くに配置出来なかった」とだけしか答えなかった。これは公平でない。

理由を公開するよう市議会から申し入れていただきたい。

立体映像(CG)さえ 審議会や住民に説明せず

ズ～～と以前から説明会等で住民から立体的な図面や模型を作って欲しいという要望が何度も出されている。しかし、今だに審議会ですら立体映像(1039万円かけ、今年1月に納品したはずだ)の説明がない。そんな中で換地の意見を言うなど無責任だ。(6/3 山崎議員が市議会で質問します)

< 反対の会に寄せられた意見 >

- 西口の住民は河岸段丘の傾斜の地形や斜めの道路を生かし家を建て、日照や環境に満足している人が多いのに、不要な巨大道路を造るために、その地形まで大改造し、地権者に土地やお金を出させ、移転や仮住まいまで強要するのは無謀だ。
- 碁盤の目の道路、広すぎる幹線道路、そして大きな負担。この事業にどうしても必要性を感じる事が出来ない。毎日、気持ちが重い。
- 「この地域に住んでたくない」と出て行く人が絶えない。地域から住民を追い出すような羽村市の区画整理のやり方は異常だ。こんなの「まちづくり」じゃない！

「こんな“まちづくり”をしよう」の意見も

- ・既存の道を生かした移転と負担のない「まちづくり」。
- ・大きな幹線道路や駅前広場はいらない。危険な箇所があるというなら、先行取得地を利用し、減歩や清算金のない買収方式で行えばいい。
- ・今ある道路で拡幅が必要な所だけ買収で拡幅する。この地域は既に道路率が14%もあるので、広げなくてもいい生活道路もたくさんある。
- ・羽村駅西口は羽村で唯一観光客が来る駅だ。歴史的景観地域として、既存の道や玉石の道、櫻の木の防風林を大切にしたい。
- ・西口商店街は今のコンパクトな駅前を生かし、高齢者が使いやすく、介護機能も備えた商店街を住民の知恵を持ち寄り造りたい。
- ・用途地域が変わると固定資産税が上がったり、ビルを移転しなければならなくなるので、用途地域は現在のままでいい。

一見学会のお知らせ

*** 区画整理を中止し、地区計画による「まちづくり」を行っている茨城県那珂市下菅谷を一緒に訪ねてみませんか！**

(梅雨が明けて、7月頃行きます。参加ご希望の方は、ご連絡下さい。)

~~~~~

\* 毎月1回弁護士さんと打ち合わせを行っています。次回は、6月18日(衛) 2時からです。どなたでも参加できますので、ご連絡下さい。